様式第12号(第15条関係、第16条関係)

年　　月　　日

誓約書

　神戸町長　　　　　　　　　様

　下記の排水設備工事責任技術者登録に係る申請者は、神戸町下水道条例第16条第2項第1号から第3号に該当しない者であることを誓約します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申請者 | ふりがな  氏名 |  |
| 生年月日 | 年　　　　月　　　　日生 |
| 住所 | 電話 |
| 登録番号  (更新時のみ記載) | 第　　　　　　　　号 |

【神戸町下水道条例】抜粋

　(責任技術者の登録の資格)

第16条　次条で規定する責任技術者認定試験に合格した者は、責任技術者の登録を受ける資格を有するものとする。

2　町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、責任技術者の登録を行わないことができる。

(1)　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(2)　第4項の規定により責任技術者の登録を取り消され、その日から2年を経過しない　　者

(3)　精神の機能の障害により責任技術者の職務を適正に営むに当たって必要な認知、

判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

3　責任技術者またはその法定代理人若しくは同居の親族は、当該責任技術者が精神の機能の障害を有することにより認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態となったときは、町長にその旨を届け出るものとする。

4　町長は、責任技術者の登録を受けている者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その責任技術者の登録を取り消し、又は3月を超えない範囲内において、登録の効力を停止することができる。

　(1)　条例等に違反したとき。

　(2)　業務に関し不誠実な行為があるなど、町長が責任技術者として不適当と認めたとき。

5　町長は、第14条第1項の登録をしたときは、その旨を一般に周知させる措置をとる。